

令和7年1月29日

○豊見城市歯科口腔保健の推進に関する条例について（骨子案）

（目的）

本市に暮らす市民の皆様が、健康で質の高い生活を営む上で歯科口腔保健が基礎的かつ健全な食生活の実現や社会生活等の質の向上等に重要な役割をはたすことから、市が行う歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定め、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民全体の健康増進、健康寿命の延伸及び生涯にわたる歯・口腔の健康を獲得するとともに健康格差の縮小に寄与することを目的とする。

（基本理念）

市民の歯科口腔保健の推進に関する施策は、次の3項目を基本理念とします。

1. 歯科疾患の予防、及び歯科疾患の早期発見、早期治療の取り組みの推進。
2. 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じた歯科口腔保健の適切かつ効果的な取り組みの推進。
3. 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野の施策との連携を図り、総合的かつ計画的な歯科口腔保健の取り組みの推進。

（計画策定）

市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を定める。

（計画策定の基本的施策）

1. 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発に関すること。
2. 乳幼児期、学齢期、成人期（妊産婦である期間を含む。以下同じ。）及び高齢期のそれぞれの時期における特性に応じた歯と口腔の健康づくりに関すること。
3. 歯磨き、フッ化物応用、その他の科学的根拠に基づく効果的な歯科疾患予防のための対策に関すること。
4. 障がい者、介護を必要とする高齢者等に対する定期的な歯科検診の受診等又は歯科医療の受診の促進に関すること。
5. 歯科口腔保健の効果的な実施に資する調査研究に関すること。
6. その他、歯科口腔保健の推進に必要な施策に関すること。